

科研費 ハンドブック

～より良く使っていただくために～

(研究者用)

2015年度版



平成27年5月

文部科学省研究振興局
独立行政法人日本学術振興会

まえがき

このハンドブックは、科研費による研究を行っている方、これから科研費に応募しようとしている方など、主に研究者の方々を対象として、科研費についての基本的な内容を分かりやすく解説したものです。

科研費への理解を深めていただき、より良く使っていただくために、このハンドブックに必ず目を通してください。

科研費は国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費による研究を行っている方は、文部科学省・日本学術振興会が定めるルール及び各研究機関が独自に定めるルールを遵守し、科研費の適正かつ効率的な使用に努めてください。

科研費ハンドブック目次

【はじめに】

- 1. 科研費とは？ 1

【科研費で研究を行うとき】

- 2. 機関管理とは？ 8
- 3. 研究費はいつから使えるのか？ 9
- 4. 直接経費は何に使えるのか？ 10
- 5. 間接経費とは？ 12
- 6. 研究計画の変更は？ 13
- 7. 「補助金分」の使い方は？ 15
- 8. 「基金分」の使い方は？ 16
- 9. 研究期間中の評価は？ 17
- 10. 研究実績や成果の報告は？ 18

【応募するとき】

- 11. 応募スケジュールは？ 20
- 12. 応募資格は？ 22
- 13. 応募時に注意することは？ 23
- 14. 審査は？ 25

○学術研究とは

- ◆言わば、人間、社会、自然の中に潜む真理を探究することを目標にした知的な営み。自らの発想で自由にかつ責任を持って、原理や知見を徹底的に追究するという固有の特色。
- ◆学術研究を通して人類の福祉（安定した生活や社会環境を基盤とした尊厳ある幸福や繁栄）を支える知を蓄積し、文化的基盤を形成。それを基底に更に科学を進歩させ技術を開発するために不可欠。
- ◆そのため、社会からは学術研究に対して、
 - ・新しい知識の発見や深化などを通じ、社会が抱える問題解決に向けた指針を提示、
 - ・現在の社会構成者の幅広い福祉の増進に直接的・間接的に寄与、
 - ・将来世代が自らの幅広い福祉を追求する能力を引き出すことに寄与、といった役割が期待される。
- ◆特に、このような中で、学術は種類や性質などを問わずありとあらゆるものに対する理性的な認識を育て、それにより、人々に、社会や経済を含めた様々な物事に対する公正かつ正当な判断力をもたらす重要な役割。

○学術研究を支援する科研費は、

- ◆「顔の見える」知的成熟国家としての国際的信頼の獲得、
 - ◆学術研究を支える人材などの育成、
 - ◆ノーベル賞のような国際的な学術賞や我が国に持続的な発展をもたらす新しい社会的な価値の創出、
 - ◆学術研究の過程で地域経済や生活の質の向上に寄与するブレーク・スルーの創発、
- などに大きな役割と成果。

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、 このような学術研究の重要な意義や役割を踏まえる ことが必要であり、とりわけ次のような点に大きな 責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。

1. 科研費とは？

人文学、社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「**学術研究**」
（大学等の研究者の自由な発想に基づく研究）を
対象とした唯一の「**競争的資金**」です

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ＞



「応募ルール」、「評価ルール」、「使用ルール」の
3つがあります
それぞれのルールを遵守してください

○応募ルール：応募資格など、応募に関するルール です

（「公募要領」の内容）

○評価ルール：事前評価（審査）、中間・事後評価、 研究進捗評価に関するルールです

（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」等の内容）

○使用ルール：交付された科研費の使用に関する ルールです

（交付決定時の「補助条件」や「交付条件」の内容）

- ・「応募・評価・使用ルール」や科研費FAQは科研費ホームページで
ご覧いただけます。

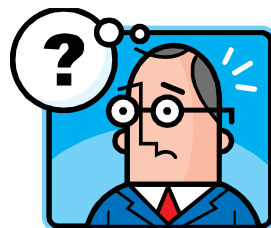
文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会：<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

- ・科研費のルールについて不明な点があれば、研究機関を通じて文部科学
省・日本学術振興会にお問い合わせください。

※競争的資金にかかるご意見・ご要望の窓口が内閣府に開設されました。
競争的資金全般の使い勝手の改善のためのご意見・ご要望は、以下
のURLにアクセスしてください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>



**不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、
学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の
下に研究活動に従事することが重要です。**

○ルールに違反したら？

ルールに従って正しく使用しないと、科研費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ、刑事罰が科せられることがあります。

◆偽りその他不正な手段による科研費の受給の場合

研究費の返還 : 全額の返還
応募資格の停止 : 5年（受給した本人・それを共謀した者）

◆受給した科研費の不正な使用の場合

研究費の返還 : 一部又は全部の返還
応募資格の停止 : 1～10年
（不正使用した本人・それを共謀した者・
不正使用された研究費の管理責任者）

◆特定不正行為（論文データ等のねつ造、改ざん及び盗用） があった場合

研究費の返還 : 一部又は全部の返還
応募資格の停止 : 1～10年
（特定不正行為に関与したと認定された本人・
特定不正行為が認定された論文等の内容に
ついて責任を負う者）

- ・上記の場合全てにおいて、既に採択されている課題も交付が停止され、分担金を配分されている研究分担者についても、その分担金の配分を受けることができなくなります。
- ・また、原則、不正が認定された研究者の氏名を含む不正の概要を公表します。

※研究倫理教育の受講

平成27年度から、科研費により研究を実施する研究代表者及び研究分担者は、研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。

＜不正使用を行った者に対して科研費を交付しない期間＞

交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分 (上限2年, 下限1年, 端数切り捨て)

※以下の場合、「嚴重注意」を行う。

- 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

＜特定不正行為を行った者に対して科研費を交付しない期間＞

措置の対象者			特定不正行為の程度	交付しない期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が小さいと判断されるもの	1～2年

科研費により得た研究成果であることを必ず表示してください（謝辞を忘れずに）

○科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください

○Acknowledgment（謝辞）に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には「JSPS KAKENHI Grant Number 8桁の課題番号」を必ず含めてください

この記載方法を必ず守ってください。

○Acknowledgment（謝辞）の記載例は次のとおりです

・論文に関する科研費が一つの場合（課題番号「15K45678」）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number15K45678.

【和文】

本研究はJSPS科研費 15K45678の助成を受けたものです。

・論文に関する科研費が複数（三つ）の場合
（課題番号「xxxxxxx」 「yyyyyyyy」 「zzzzzzzz」 ）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers
xxxxxxx, yyyyyyy, zzzzzzz.

【和文】

本研究はJSPS科研費 xxxxxx, yyyyyy, zzzzzzzの助成を受けたものです。

※科研費論文のオープンアクセス化

・誰でもWebを通じて無料で自由に論文にアクセスできるように、科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化を進めましょう。

○科研費による研究成果を学会やシンポジウム等において公表されるときには、「科学研究費助成事業ロゴタイプ」を積極的に使用してください

科学研究費助成事業ロゴタイプ



K A K E N H I

科研費

ロゴタイプは以下のホームページからダウンロードできます。

文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1321563.htm

日本学術振興会

https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/07_kakenhologo/index_kakenhi_logo.html

2. 機関管理とは？

科研費の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うこととしています

＜研究機関による管理を行う理由＞

①研究者の負担を軽減するためです

- ・研究者は研究に専念することができます。

②意図せぬルール違反を防止するためです

- ・経理事務等に精通していない研究者による「うっかりミス」を防止することができます。

○研究費の使用に際しては、
使用ルールである「補助条件」「交付条件」や
所属する研究機関が定める会計ルールに従って
ください



3. 研究費はいつから使えるのか？

科研費は、初年度の内定通知から最終年度の終わりまで、途切れることなく使用できます

○4月1日から研究を開始できます (一部の種目の新規課題を除く)

- ・「研究を開始できる」とは、科研費の送金・受領前であっても必要な契約等（物品の購入、研究協力者の雇用等）を行い、実際の研究活動を始めてよいということです。

○科研費は、前期分は7月頃まで、後期分は10月頃までに、各研究機関に送金されます

- ・基金分の2年目以降の研究費は、毎年、年度当初に前期分を送金します。

○補助金分の科研費については、研究に必要な物品の納品や役務の提供などは、その年度の3月31日までに終了してください

- ・基金分の科研費については、補助事業期間内であれば、研究費の年度を越えた使用（年度を越えた物品の調達等）が可能です。

※詳しくは、所属の研究機関にお尋ねください

○補助事業期間終了時点で未使用額が生じている場合は、その分を返還してください。未使用額を返還したことにより、その後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません

4. 直接経費は何に使えるのか？

研究に直接必要な経費として、広く柔軟に使用できます

○研究に必要な物品の購入費、旅費、人件費・謝金及びその他（当該研究を遂行するために必要な経費）に使用することができます

○次のような経費にも使用できます

・ 研究協力者を雇用するための経費

研究機関が当事者として勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約を締結してください。

・ 研究実施場所を借り上げるための経費

賃借料、敷金、研究機関内でのスペースチャージなど
（研究機関の施設において研究を行うことができない場合に限る。）

・ 研究を実施することにより生じた廃棄物の処理に係る経費

・ 科研費の研究で使用する設備の修理費

科研費以外の経費で購入した設備の修理にも使用できます。

・ シンポジウムなどを開催するときの食事費用

アルコール飲料類には使用できません。



・ 研究成果発表のための学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果、広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動費用

○直接経費に他の経費（使途の制限のある経費を除く）を加えて補助事業に使用することもできます

○他の経費との使用区分を明らかにした上で、他の用途にも使用する 1 個の消耗品を購入することもできます

○他の経費との使用区分を明らかにした上で、他の用務と組み合わせて 1 回の出張の費用として使用することもできます

○設備の共用化を図ることもできます

- ・ 科研費同士の合算だけでなく、合算して設備を購入することが可能な研究費制度（※以下URL参照）の経費を直接経費に加えて共用化する設備を購入することもできます。

（※「複数研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337578.htm）

（例：科研費同士の合算イメージ）



○科研費で購入した設備については、その研究に支障がない限り、別の研究でも使用することができます

使用できないケースは？

○交付申請書記載の研究目的以外のものや、研究と直接関係のないものへの使用

- ・ 交付された研究費を節約したとしても、他の研究のために使用することはできません。

○次のものへの使用

- ・ 建物等の施設の整備
（研究者が科研費により購入した物品の据付費を除く。）
- ・ 研究中に発生した事故・災害の処理
- ・ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ・ その他、間接経費を使用することが適切なもの

5. 間接経費とは？

科研費の交付を受けた研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金です

○間接経費は、科研費の交付を受ける研究者が所属する「研究機関」のための経費です

- ・直接経費の30%相当額が間接経費として措置されます。

○間接経費は、研究機関の長が「補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」とであると判断すれば、研究機関において下記使用例のほか幅広い用途に使用されます

＜間接経費の使用例＞

- ・人件費（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも、禁止されていません）
- ・設備の共用のための技術職員の配置、共用設備の整備
- ・施設費（整備費、管理費など）
- ・設備費（購入費、運用経費など）
- ・図書館費（施設整備費、維持費、管理のための経費）
- ・共用して使用するコピー機・プリンタなどの消耗品費
- ・研究の広報活動費
- ・競争的資金に関する管理事務の必要経費
- ・特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

6. 研究計画の変更は？

研究の進展に応じ、次のような変更を自由に行えます（日本学術振興会への申請又は届出は不要）

○直接経費の使用内訳の変更（総額の50%の範囲内）

- ・各費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）のそれぞれについて、直接経費の総額（※）の50%（直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で、自由に変更できます。

※ 補助金分 : 年度毎の交付決定額

基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

一部基金分 : 交付申請書等に記載の各年度の補助事業に要する経費

○交付申請書に記載された次の事項の変更

- ・「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」（分担金の額の変更）、「研究実施計画」、「主要な物品の内訳」等

※研究活動は研究の進展に伴って変化する性格のものですから、上記の変更については研究者や研究機関の判断に委ねられていますが、あくまで当初の研究目的を達成するために効果的に研究を行う観点から適切に判断していただくことが大切です。



次のことについても、手続を経て変更を行えます
(日本学術振興会への申請又は届出が必要)

○直接経費の使用内訳の大幅な変更

- ・各費目の額を、直接経費の総額（※）の50%（直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円）を超えて変更しようとする場合は手続が必要です。

※ 補助金分 : 年度毎の交付決定額

基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

一部基金分: 交付申請書等に記載の各年度の補助事業に要する経費

○研究分担者の追加・削除

- ・例えば、同じ研究組織に参画していて「研究分担者」から「連携研究者」に変更しようとする場合は「研究分担者の削除」に該当しますので、注意してください。

○育児休業等による研究期間の延長

- ・手続を行って、育児休業等（産前産後の休暇、育児休業）を取得する期間に応じて補助事業期間を延長することができます。

○「研究代表者」の所属研究機関変更

- ・研究代表者が所属する研究機関を変更した場合は、届け出が必要です。ただし、科研費の対象となる研究機関以外へ変更する場合、科研費による研究継続は認められません。

○補助事業期間の延長

- ・基金分の種目（一部基金種目の基金分を含む）、最終年度に事前に補助事業延長承認手続を行うことにより、1年間補助事業期間を延長できます。（補助金種目の場合には、繰越申請手続が必要です。）

7. 「補助金分」の使い方は？

年度ごとに交付決定し、研究費を使用しますが、一定要件を満たす場合には、前倒し使用や翌年度における使用などができます

○交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により、研究の完了が見込めない場合、研究費を翌年度に繰越して使用することができます

・繰越しできるケースは例えば以下のとおりです。

(例1) 地震、津波、豪雨等により研究の継続が一時困難となった

(例2) 予想し得なかった新たな知見が得られたために、研究方法を見直す必要が生じ、このためにかなりの日数を要した

(例3) 渡航予定国の治安上の問題などにより、渡航時期の延期や代替策の検討が必要となり、研究計画が遅延した

○「調整金」を活用することにより、「補助金分」の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用が可能です

【前倒し使用】

◆前倒し使用は、次年度以降の研究費を超えない金額の範囲で可能

◆前倒しできる研究費は、原則として10万円単位

【次年度使用】

◆次年度使用配分額の上限は、原則前年度未使用額の全額

◆次年度使用の対象となる未使用額の下限は、5万円以上

・「調整金」についての詳細は以下のホームページでご覧いただけます。

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm

○特別推進研究の予算には国庫債務負担行為を導入しており、研究開始年度に研究期間最終年度までの交付決定を行っています

・これにより、例えば複数年度で研究装置の製作を契約し、その製作の進捗状況（出来高）に応じた年度ごとの支出が可能となります。

8. 「基金分」の使い方は？

複数年で交付決定し、研究の進捗に合わせて、年度の区切りにとらわれずに研究費を使用できます

○研究の進捗に合わせた研究費の前倒し使用が可能です

○事前の手續なく、補助事業期間内での研究費次年度使用が可能です

○補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能です

- ・この他、補助事業期間中は、年度の区切りを気にかけることなく研究費を使えるので、研究に専念してください。また、年度末の「使い切り」がなくなるなど、研究費のより効果的・効率的な活用を期待しています。

※研究者の皆様には、科研費による独創的な研究成果を期待しています

9. 研究期間中の評価は？

自己評価の実施や第三者による評価を受けることで、これまで行ってきた研究の見直しや新たな研究の発展につなげることができます

○全ての研究課題について、
毎年度終了後（研究実績報告書等作成時）に
「自己評価」を行っていただきます

○特別推進研究、基盤研究（S）については、
研究期間の最終年度の前年度に書面又は
ヒアリング等により「研究進捗評価」を行います

・特別推進研究は、研究期間終了から5年間経過した後、さらに
「追跡評価」を書面により行います

○新学術領域研究は、ヒアリング等
により、研究領域設定後3年目に
「中間評価」、研究期間終了後に
「事後評価」を行います



○上記の「自己評価」、「研究進捗評価」、
「追跡評価」、「中間評価」及び「事後評価」
の結果は、「科学研究費助成事業データベース
（KAKEN）」を通じて公表されます

10. 研究実績や成果の報告は？

研究実績や成果を報告し公開することは、研究成果の社会における活用を促進し、科研費制度について国民の理解を深める上で重要です。

○「実績報告」を行う義務があります

- ・研究を完了したときや、年度が終了したとき（繰越しが認められた場合）には、所定の様式により実績報告を行ってください。
- ・基金分の科研費については、年度ごとの報告として実施状況を報告していただき、研究期間終了後に実績報告を行っていただきます。

○「研究成果の報告」も行う義務があります

- ・研究期間が終了したときには、「研究成果報告書」を提出してください。

○ 提出した「研究実績報告書」、「研究実施状況報告書」及び「研究成果報告書」は、国立情報学研究所の「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」を通じて公開されます

科学研究費助成事業データベース（KAKEN）は、国立情報学研究所が文部科学省、日本学術振興会と協力して作成・公開しているデータベースです

○KAKENには、次の情報が収録され、広く一般に公開されています



○採択課題情報

（研究課題名、研究種目、研究者氏名、所属研究機関、研究組織情報、研究概要、審査結果の所見、配分額 等の情報を公開）

○評価情報

（自己評価報告書、中間評価、研究進捗評価、追跡評価の結果、事後評価等をPDFで公開）

○研究成果情報

（研究成果報告書 をPDFで公開）

※KAKENは、科学技術振興機構（JST）が構築している基礎研究の成果情報等の統合データベース「FMD B」（Funding Management DataBase）の構築に向けて連携する予定です。

11. 応募スケジュールは？

できるだけ早く研究を開始できるよう、応募・審査などが行われています

○研究費を切れ目なく使用できるよう、4月当初の交付内定を目指して審査を行っています

(例)「基盤研究(A)、(B)、(C)」、「若手研究(A)、(B)」、「挑戦的萌芽研究」のスケジュール【平成27年度】

- ・ 公募の開始 前年度の 9月1日
- ・ 応募の締切 前年度の11月10日
- ・ 審査期間 前年度の12月上旬 ～ 3月中旬
- ・ 交付の内定 4月1日
- ・ 交付の決定 6月下旬

○「研究活動スタート支援」は、前年度の9月～11月の応募時期に応募できなかった研究を支援するため、公募・審査の時期を別途設定しています

「研究活動スタート支援」のスケジュール【平成27年度】

- ・ 公募の開始 前年度の3月1日
- ・ 応募の締切 5月8日



○科研費の「研究種目」一覧

研究内容や規模などに応じて様々なカテゴリー（研究種目）を設定しています

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較の少人数の研究者で行う研究（期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる （期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較の少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （期間 原則5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （期間3～5年）（A）2,000万円以上 5,000万円以下 （応募総額によりA・B・Cに区分）（B）500万円以上 2,000万円以下※ （C）500万円以下※ ※平成26年度より基盤研究（B）（C）に新たな審査区分「特設分野研究」が設けられました。
挑戦的萌芽研究	1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究	（A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究 （期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分）（A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究（期間2年以内、単年度当たり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究（期間1年、1課題 10万円以上100万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公開發表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
国際共同研究加速基金	国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進※ ※平成27年度は7月頃より公募を開始する予定です。

◆「学術定期刊行物」の新規募集は行っていません。

12. 応募資格は？

応募するためには、下記の①及び②を満たしていることが必要です

①応募時点において、研究機関に所属し、 次の要件をすべて満たしていること

所属する研究機関（※）から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

〈要件〉

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

②科研費やそれ以外の競争的資金で、 不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、 その年度に「交付の対象としないこと」と されていないこと

13. 応募時に注意することは？

毎年改定される「公募要領」の内容をよく確認してください

○次の3点については、応募の前に必ず行ってください

①応募資格の確認（P22「12. 応募資格は？」参照）

②研究者情報登録の確認

- ・研究者情報の登録や登録されている研究者情報の修正に係る手続は研究機関がe-Radにより行うため、登録や修正の手続の詳細については、所属する研究機関の担当者に確認してください。

③e-RadのID・パスワードの取得

- ・所属する研究機関から、ID・パスワードが付与されます。

○応募の際には、特に次の点に注意してください

※応募書類の提出後の訂正、再提出はできません

- ・複数の研究計画を応募する場合の不合理な重複・過度の集中や重複応募の制限
- ・応募情報の入力もれ、誤入力
- ・応募書類の様式の改変はできない
- ・研究組織に研究分担者を加える場合には、必ず本人の意思を確認のうえ「研究分担者承諾書」を徴し、保管する

研究組織を構成する「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、「研究協力者」の定義は次のとおりです

○研究代表者（補助事業者）

補助事業の遂行に当たってすべての責任を持つ者

○研究分担者（補助事業者）

「研究代表者」とともに補助事業の遂行に責任を負う者
「研究代表者」から分担金の配分を受け、自らの裁量で研究費を使用することができる

○連携研究者（補助事業者ではない）

科研費を主体的に使用しないが研究組織の一員として研究に参画する者

- ・「研究分担者」及び「連携研究者」になるためには、応募資格（P22「12. 応募資格は？」参照）が必要です。
- ・「研究分担者」と「連携研究者」の違いは、科研費制度上の位置付けの違いであって、研究活動における役割の重要性は同じです。

○研究協力者（補助事業者ではない）

研究課題の遂行に当たって協力を行う者

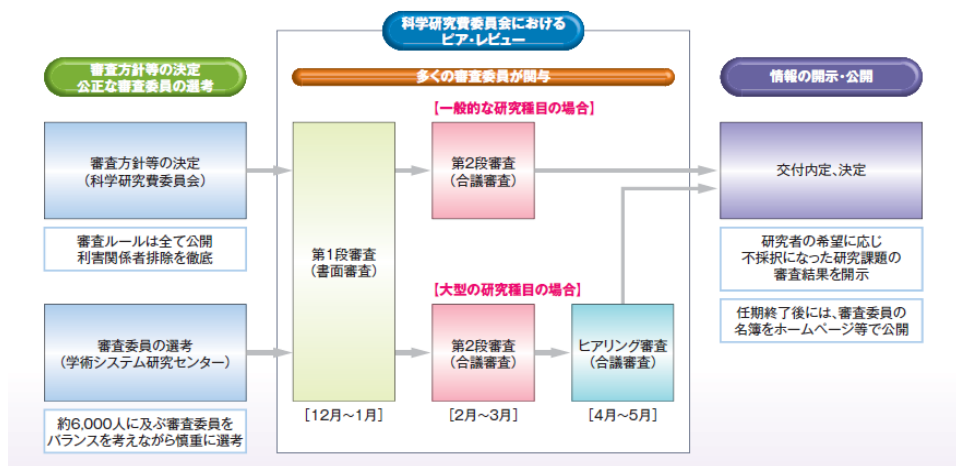
- ・応募資格がない者であっても「研究協力者」になることができます。
- ・「研究協力者」は、「連携研究者」と同様、科研費を主体的に使用することはできません。

14. 審査は？

質の高い優れた研究課題を選定するため、研究者のピア・レビュー（※）による審査が行われています

（※）ピア・レビューとは、同業者（peer）が審査（review）することで、科研費においては、①審査委員の選定、②第1段審査（書面審査）、③第2段審査（合議審査）、④採否の決定といったプロセスにおいて、いずれも専門分野の研究者によるピア・レビューに基づき判断が行われています。

○基盤研究等の審査の流れ



○審査方針・基準の公開

- 審査に関する情報は、文部科学省、日本学術振興会の科研費ホームページでご覧いただけます。

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会：<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

○審査には6,000名以上の研究者が関与

- ・公正で優れた審査委員を選考するため、日本学術振興会では、科研費に採択された研究者を中心に構成する「審査委員候補者データベース（登録者数約81,000名）」を活用しています。
- ・審査終了後には、科研費ホームページにおいて審査委員の氏名等も公開しています。

※科研費の審査は、研究者の方々の協力によって支えられています。

○不合理な重複・過度の集中の排除

- ・審査の過程において競争的資金の不合理な重複や過度の集中が認められた場合には、採択しないことがあります。

○不採択となった研究課題の審査結果の開示

- ・基盤研究、若手研究などの場合、第1段審査結果について、電子申請システムにより、おおよその順位（A・B・C）、評定要素ごとの審査結果及び「定型所見」などを開示しています。
- ・特別推進研究、新学術領域研究などの場合、審査結果の所見を開示しています。

○審査の検証

- ・審査終了後、審査の検証・分析を行い、不適切と思われる審査を行っていた審査委員には、次年度の審査を依頼しないなど、審査が公正に行われるようにしています。

《MEMO》

問合先（原則、研究機関を通じてお問い合わせください。）

文部科学省 研究振興局（学術研究助成課）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111（代）（内線4094,4087,4317,4316）

ホームページアドレス http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部（研究助成第一課・第二課）

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

電話 03-3263-0964,4796,1431（科学研究費）

03-3263-4926,1699（研究成果公開促進費）

ホームページアドレス <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>